平成 29 年 1 月 26 日
AMUSE 規程第 6 号

改定　令和5年5月28日

AMUSE 会員 キャリアスタート資金貸付規程

第１条　【目的】

この規程は、一般社団法人AMUSE（以下「本会」という。）定款第4条第7号に規定する、旭川医科大学外科学講座に関連して、研修ないし教育を受けている若手医師のキャリア形成のために必要な資金の貸付について、必要な事項を定めることを目的とする。

第２条　【申請資格】

貸付金を申請できる者は、本会個人会員であって次の各号のいずれかに該当する者とする。

1号　旭川医科大学外科学講座に関連して研修を行っている者。
（ただし、卒後６年以内に限る。）

2号　旭川医科大学外科学講座に関連して教育を受けている者で、海外の医科大学または医療機関での長期研修が決定した者。

第３条　【貸付額】

貸付金の限度額は次の各号とし、貸付期間中は無利子とする。

1号　前条第１号に該当する者　　50 万円
2号　前条第２号に該当する者　　100 万円

第４条　【貸付人数】

貸付金の貸付人数は、第２条各号合わせて 12 人以内とし、年度毎に 4 人までとし、代表理事がこれを決定する。

第５条　【申請手続】

貸付金の貸付を希望する者は、別に定める申請書とその他必要と認める書類を添付して、所定の期日までに代表理事に提出するものとする。

第 6 条　【貸付の決定】

1. 貸付金の貸付を受ける者は、申請者の中から理事会での議を経て、代表理が決定する。
2. 貸付決定を受けた者（以下、「貸付決定者」）は、別に定める借用書を所定の期日までに代表理事に提出しなければならない。

第 7 条　【貸付の時期】

貸付金は、前条第 2 項で定める金銭借用書の提出後 2 週間以内に、貸付決定者の指定する金融機関口座に、事務局からの振込みによって一括貸付するものとする。

第 8 条　【貸付金の返済】

貸付金は、次の各号の定めに従い、一括して代表理事が指定する方法により返済しなければならない。

1. 貸付決定者のうち、第 2 条第 1 号該当者は、**貸付後 3 年以内**に返済しなければならない。
2. 貸付決定者のうち、第 2 条第 2 号該当者は、**貸付後 3 年以内**に返済しなければならない。
3. 貸付決定者は、第 2 条に規定する研修期間中であっても、**本会会員資格を失ったときは、速やかに一括して代表理事が指定する方法により返済しなければならない。**

第 9 条　【事務処理】

貸付金に関する事務は、本会事務局が処理する。

第 10 条　【雑則】

この規程に定めるもののほか、貸付金に関し必要な事項は、代表理事が理事会の議を経て別に定める。

附則

1. この規程は、平成 29 年 1 月 26 日から施行する。
2. 改定後の規程は、令和 5 年 5 月 28 日から施行する。

※ 名称変更　就学等資金貸付規程より変更